

報告第 14 号

処分報告（令和元年度貝塚市一般会計補正予算（第 3 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 9 月 9 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

令和元年度貝塚市一般会計補正予算（第 3 号）の件

令和元年度貝塚市一般会計補正予算（第3号）の件

令和元年度貝塚市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,931千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,933,285千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年8月5日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19. 繰越金		100	2,131	2,231
	1. 繰越金	100	2,131	2,231
21. 市債		2,290,454	5,800	2,296,254
	1. 市債	2,290,454	5,800	2,296,254
歳 入 合 計		33,925,354	7,931	33,933,285

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		15,707,495	4,367	15,711,862
	1. 社会福祉費	6,115,275	4,367	6,119,642
10. 教育費		2,392,093	3,564	2,395,657
	5. 社会教育費	460,243	3,564	463,807
歳 出	合 計	33,925,354	7,931	33,933,285

